

赤穂市聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第24号

#### 赤穂市聴聞規則の一部を改正する規則

赤穂市聴聞規則（平成6年赤穂市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 法第15条第4項、県条例第15条第4項又は条例第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定する聴聞公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。
  - 3 法第15条第4項、県条例第15条第4項又は条例第15条第4項の規定により掲示場に掲示する場合においては、聴聞公示通知書（様式第1号の2）を掲示して行うものとする。
- 第4条第1項中「前項」を「前条」に、「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。  
様式第1号の次に次の1様式を加える。

赤穂市告示第 号

聴聞公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、

行政手続法第15条第4項  
行政手続条例(兵庫県条例)第  
赤穂市行政手続条例第15条第

15条第4項  
4項 }の規定により、下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので申し出てください。

年 月 日

赤穂市長



記

聴聞の件名		
不利益処分 の名宛人と なるべき者	住所	
	氏名	
聴聞の期日		
聴聞の場所		
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称 及び所在地		

備考 この掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過したときに、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、聴聞通知書の送達があつたものとみなします。

付 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。